

# 私の出発点

岡本 智英子

まず、敬称略で書かせて頂くことをお許しいただきたい。

瀬戸内は本業の小説執筆に最大限の力を注ぐだけでなく、多方面に活躍した。瀬戸内が詩心のある作家として名前を挙げた森鷗外も、本業の医師の他に様々な分野で業績を残した。一〇一三年五月にベルリンにある森鷗外記念館を訪ねて、そのことに改めて気がついた。記念館で対応してくださった日本語が堪能なドイツ人の森鷗外研究者による、「この時代にドイツでも珍しかった女性平等問題に関してもベルリン滞在中に興味をもたれていた。」という説明を思い出す。平野啓一郎もSNSを駆使し、政治をはじめ広範囲な発信を続けている。いつの時代も本業が超一流の方は本業以外のことに対しても発信量が半端ではないということを、森鷗外、瀬

戸内寂聴、平野啓一郎を通して、思い知った。

このことは今後「寂聴」に執筆する際に、瀬戸内の小説以外の業績にスポットを当てるというヒントとなつた。思えば、寂聴塾生になつた時、私にとつて瀬戸内＝徳島フジオ商殺しの裁判を支援した人だつたのである。

徳島ラジオ商殺しの裁判は昭和二八年一月五日未明、徳島市のラジオ電機商の三枝亀三郎が就寝中に自宅で刺殺され、翌年八月二三日に事実婚（この当時の表現でいえば内縁関係）の茂子が殺人容疑で逮捕されたことから始まる。八月二三日と言えば、徳島では今も昔も年に四日間開催される阿波踊りの二日目である。徳島の人なら、現行犯逮捕でもあるまいし、八月二三日に逮捕というのはそれだけでも違和感を

感じるはずである。殺人事件であるので軽口をたくつもりは一切ないが、イケメン夫による浮気発覚中に起こった事件であり、現在であってもテレビのワイドショーはもちろん、文春砲も黙つてはいないようなお茶の間的な話題がてんこ盛りの事件である。この事件は茂子の逮捕によつて一変する。茂子は犯行を否認したが、昭和三一年四月一八日徳島地方裁判所は懲役三年の有罪判決、翌年一二月二二日高松高等裁判所は茂子の控訴を棄却、裁判費用の観点から茂子が上告を取り下げるため、その翌年の昭和三三年五月一〇日に懲役十三年の判決が確定した。その後店員が偽証を告白し、茂子は模範囚として服役しながら再審請求を求め、昭和四一年一二月三〇日に仮出所するが、第五次再審請求中の昭和五四年一一月一五日、茂子は六九歳で死去した。その後、茂子の姉弟が再審請求を続行し、昭和五五年一二月一三日徳島地方裁判所が再審開始を決定し、昭和六〇年七月九日同裁判所は無罪判決を言い渡した。<sup>2)</sup>

瀬戸内晴美・富士茂子著『恐怖の裁判 徳島ラジオ商殺し事件』（読売新聞社、昭和四六年一二月一五日）は、この裁判の支援者の一人である瀬戸内とこの裁判の当事者である茂子による冤罪の記録を残した二二〇頁に及ぶ大作である。著

者紹介の箇所に瀬戸内の現住所が記されており、個人情報保護の観点からは隔世の感がある。写真提供は斎藤茂男、共同通信社、読売新聞社徳島支局、読売新聞社大阪支局とある。本書は、瀬戸内が執筆した「彼女の場合」と、「富士茂子の獄中書簡」「茂子の手記」の三部で構成されている。「彼女の場合」はルポルタージュとして正確ではもちろんのこと、文章がとても美しく引き込まれる。獄中書簡と手記を掲載していることにより、後世に資料としてさらに貴重な役割を果たしている。この構成は瀬戸内自身の提案であったのではないかと推測できる。この書によると、瀬戸内は昭和三五年二月号の婦人公論に「恐怖の判決」を執筆している<sup>3)</sup>。瀬戸内の年譜によると<sup>4)</sup>、昭和三三年『花芯』を刊行、昭和三五年「田村俊子」を連載するという超多忙な時期と重なる。昭和四二年には大逆事件の菅野須賀子の生涯を描いた「遠い声」を「思想の科学」に連載をしている<sup>5)</sup>。

一方、私は昭和三四年に徳島市に生まれ、小学校四年生頃にこの事件のことを知る。近所にいつも雨戸を開め、門を閉ざしている家が一軒あつた。その頃は路上でボール遊びをしていても許される平和な時代だつたが、ボールが入つても取りに行けないオーラを出している家だと子供心に感じてい

た。そのことを母に話すと、その家は罪を犯していないのに罪を着せられた人の親戚の家であると教えてくれた。母がどういう説明をしたのかは一切記憶にないが、冤罪に苦しむ人がいること、そしてその人が苦しむだけでなく親戚までも苦しむことになることを知り、瞬時に弁護士になろうと決めた。この夢は初めて司法試験を受験した大学三年生の春に早々と打ち破られるのであるが、その後もしつこく法律に関わらうとした、私の出発点がここにある。今から思うと母の説明に感謝である。改めて現在八六歳の母に聞いたところ、茂子が高校の先輩であることから母の同級生の間でも、また近所の人たちの間でも冤罪の恐ろしさは共有していたとのことであつた。前述した昭和五五年二月に再審開始が決定した翌年の一月から寂聴塾が始まった。私にとって、ちょうど弁護士になる夢をあきらめた大学三年生の冬であつたため、瀬戸内にこの裁判について質問したこともなく、一回も話したことはなかつた。弁護士への道が消えた私の二〇歳代は迷える子羊状態であつたが、三〇歳直前に大学院入学を決意し、幸運なことに七年がかりで、商法・会社法という分野で大学教員の地位を得た。その後、教授昇進のために刊行した拙著を瀬戸内に送った時もとても喜んでくださつた。前述の瀬戸

内と茂子の共著のあとがきに、裁判を国民は絶えず監視しなければならないことも思い知らされた<sup>6</sup>とある。専門家として、判例評釈という表現方法で裁判を監視しているのが法律学者の仕事のひとつである。拙著には判例評釈も収めてある。前述の共著を読んでいれば、微力ながら裁判を監視している仕事をしていると伝えることが出来たこと、冤罪事件に関することや冤罪事件を通して感じたメディアのことなどを議論出来たのにも思うと、後の祭りとはいえ、とても悔しい。が、この共著を今回読むことによって私の出発点を思い出すことが出来たこと、そして、私の今後の計画には破れた夢が復活していることにも気づいたことに心から感謝したい。庵主さま、いつもいつも私に気づきをありがとうございます。

## 1 註

瀬戸内寂聴と伊藤比呂美の対談形式でのNHKラジオによる瀬戸内発言（年月日不明）。

以上、Wikipedia の「徳島ラジオ商殺し事件」に依る。

3 2 瀬戸内晴美・富士茂子『恐怖の裁判』（徳島ラジオ商殺し事件）（読売新聞社、昭和四六年二月五日）九頁。

4 濑戸内寂聴『瀬戸内寂聴全集第二十五巻』（新潮社、令和四年）五三九頁。

5 前掲注3 五四三頁。  
前掲注4 二〇九頁。